

随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月
独立行政法人日本原子力研究開発機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

| | 平成 20 年度実績 | | 見直し後 | |
|------------|--------------------|-------------------------|--------------------|--------------------------|
| | 件数 | 金額 (千円) | 件数 | 金額 (千円) |
| 競争性のある契約 | (74.6%) 4,672 | (66.4%) 98,080,368 | (93.5%) 5,852 | (93.3%) 137,704,366 |
| 競争入札 | (64.4%) 3,010 | (69.2%) 67,847,439 | (88.0%) 5,147 | (92.9%) 127,940,260 |
| 企画競争、公募等 | (35.6%) 1,662 | (30.8%) 30,232,930 | (12.0%) 705 | (7.1%) 9,764,106 |
| 競争性のない随意契約 | (25.4%) 1,587 | (33.6%) 49,564,546 | (6.5%) 407 | (6.7%) 9,940,548 |
| 合 計 | (100%) 6,259 | (100%) 147,644,914 | (100%) 6,259 | (100%) 147,644,914 |

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成 20 年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

| 実績 | 件数 | 金額(千円) |
|-------------|------------------|-----------------------|
| 競争性のある契約 | 4,672 | 98,080,368 |
| うち一者応札・一者応募 | (54.3%) 2,536 | (48.1%) 47,215,747 |

(注) 上段()は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

| 見直し方法等 | 件数 | 金額(千円) |
|--------------------------|------------------|-----------------------|
| 契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1) | (83.2%) 2,109 | (34.3%) 16,189,790 |
| 仕様書の変更 | 972 | 9,034,926 |
| 参加条件の変更 | 164 | 1,539,623 |
| 公告期間の見直し | 2,017 | 14,061,229 |
| その他 | 235 | 2,273,340 |
| 契約方式の見直し | (11.9%) 302 | (9.0%) 4,252,678 |
| その他の見直し | (3.5%) 88 | (6.7%) 3,179,334 |
| 点検の結果、指摘事項がなかったもの | (1.4%) 37 | (50%) 23,593,945 |

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段()は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

(注4) 「平成20年度限りのもの」1,423件を含む。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

今般の閣議決定を踏まえ、また、文部科学省より随意契約の改善について、要請があったことから、今後は、以下のように対応し、

社会から疑念を持たれることのないよう、契約の透明性、公平性の一層の確保に努める。

総合評価方式、企画競争等の導入拡大

情報システム、公共工事の設計業務等に加え、研究開発、調査研究、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札を導入するべく作成したマニュアル等を活用し、さらに総合評価落札方式、企画競争等の導入拡大を図る。

競争性のない随意契約の判断基準の見直し及び適用の厳格化

随意契約によることが真にやむを得ないものについての判断基準の見直しを行うとともに、その判断基準の適用についての事前審査を実施し、より厳格な運用を図る。

契約審査委員会の審査範囲の拡大

契約審査委員会の審査範囲を拡大し、従来審査対象の500万円以上の案件から、少額随意契約基準額を超える全ての案件を対象に厳格に審査することにより、競争性のない随意契約の削減を図る。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の導入や公告の方法等について検討を行う。

公告期間の見直し

従来原則10日間としていた入札公告及び公募等の公示の期間について、原則14日間以上確保する。

仕様書の内容の見直し

放射性物質等を扱う原子力施設としての観点から、安全確保、品質保証等に十分留意しつつ、過去の納入実績、請負実績等の条件の見直しを図るとともに、入札条件を緩和する。また、受注者準備期間を十分に確保する。